

〔スポーツテラス ガーヤ 会員規約〕

第1条【名称】

この施設は、スポーツテラスガーヤ（以下「ST. GAYAという」）と称します。

第2条【運営】

本施設は、株式会社マコス（以下「当社という」）が経営し、運営・管理の主体になります。

第3条【目的】

ST. GAYAは、会員が本施設を利用し、心身の育成、健康維持、健康増進を図るとともに会員相互の交流や親睦を密にし、スポーツライフの振興を図ることを目的とします。

第4条【会員制度】

ST. GAYAに入会を希望される方は、本規約に基づく入会契約を締結するものとします。

第5条【会員証】

1. 当社は会員に対して会員証を発行します。
2. 会員が、本施設を利用する時は、会員証を提示またはお預け頂きます。
3. 会員証は本人のみが利用でき、第三者に貸与、譲渡できません。
4. 会員証を紛失された場合は、速やかに届けるものとし、再発行には所定の手数料を支払うものとします。

第6条【入会資格】

本施設の入会資格は、以下のとおりとし、その項目全てに適合するものとします。

1. ST. GAYAの趣旨に賛同し、会員規約を守れる方。
2. 健康状態に異常がなく、本施設の利用に堪え得る健康状態にある方。
3. 医師等により運動を禁じられていない方。又、必要により医師の健康証明書の提示を求められることがあります。
4. 妊娠されている方は、妊娠中に入会はできません。マタニティコースのみのご利用に制限させていただきます。
5. 暴力団関係者でない方。
6. 年齢18歳以上の方。18歳未満（高校生以下）の場合、入会に際し親権者の方の同意を得た方。
7. 過去に当社より除名等の通知を受けていない方。

第7条【入会手続き】

1. ST. GAYAに入会する方は、所定の入会手続きを行い、当社が定める入会金を納入していただきます。尚、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。
2. ご入会の際は、2カ月分の月会費を前納、3ヶ月目より口座振替にてお支払いいただきます。事務手続き上の理由により、入会日より3ヶ月継続が必須となります。
3. 入会する本人が未成年の場合は、所定の申込書類により親権者の同意を得た上で、申込みいただきます。この場合、親権者は自らの会員資格の有無に関わらず、本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第8条【会費・諸費用】

1. 会員は、ST. GAYAが定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等はST. GAYAが定めるものとします。尚、一旦納入した会費等は返還しません。
2. 会員は、実際の施設利用の有無に関わらず、会員資格喪失までの諸費用をお支払いいただきます
3. 当社は、会員が支払うべき諸費用を、社会・経済情勢に応じ、改定できるものとします。

第9条【個人情報保護】

当社は、当社の保有する会員の個人情報を、当社が別途定める個人情報保護指針にしたがって管理します。

第10条【会員資格の取得】

第7条の手続きが完了し、ST. GAYAが発行する会員証を受け取り、手続き時に定めた利用開始日が到来したときに、会員資格を取得したものとします。

第11条【会員資格喪失】

ST. GAYAは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利をも喪失します。

1. 第13条に定める退会を申し出、当社がこれを承認したとき。但し、未納金を有する場合、完済の後、退会とします。
2. 第15条により除名されたとき。
3. 会員本人が死亡したとき。
4. 第19条により入会手続きをした施設の全部を閉鎖したとき。

第12条【休会】

1. 会員は、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までにST. GAYAに所定の休会届けを提出することにより、翌月から休会することができます。ST. GAYAの事務手続き上、10日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。
2. 1回の届出による休会期間は1ヶ月から6ヶ月間までとし、休会費はST. GAYAが定める金額とします。休会最終月の10日までに休会期間の延長を希望する場合は、再度休会届を提出することにより延長が可能です。（最長、1回につき連続1年間まで）

第13条【退会】

会員は、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までにST. GAYAに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けられません。10日を過ぎた場合は、ST. GAYAの事務手続き上、翌々月扱いになります。尚、ST. GAYAが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

第14条【禁止事項】

1. 会員は、または会員が未成年者の場合には、親権者が次の各号の行為をしてはいけません。
2. 他の方や施設スタッフを誹謗、中傷すること。
3. 他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為。
4. 他の方や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為。
5. 大声、奇声を発したり、他の方や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為。
6. 物を投げる、壊す、叩くなど、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
7. ST. GAYAの施設・器具・備品を故意に損壊したときや備え付け備品を持ち出したとき。
8. 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフを拘束する等の迷惑行為。
9. 営業行為や物品販売、金銭の貸借、政治活動、勧誘行為、署名活動。
10. 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。
11. 刃物など危険物やペットの施設に持ち込み。
12. 高額な金銭、貴重品の施設への持ち込み。
13. 酒気を帯びたままでの、施設への立ち入り。
14. ST. GAYA及び対象者の許可のない写真、ビデオ撮影及び録音。
15. 会員は、本施設において技量を越えた行為及び危険行為。
16. ST. GAYAの事前の書面による承諾なしで、対価を得て他の利用者に対する指導行為。
17. その他、GAYAが不適当と判断した行為。

第15条【会員除名】

ST. GAYAは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、当社はその会員をST. GAYAから除名することができます。

1. 第6条の入会資格を喪失したとき。
2. ST. GAYAの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。（除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます）
3. ST. GAYAの規約および諸規則に違反したとき。
4. ST. GAYAの名誉、信用を毀損し、又は秩序を乱したとき。
5. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
6. 他の方や施設スタッフを誹謗、中傷し、ST. GAYAに被害の届出があったとき。
7. 他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を押しやり、拘束する等の暴力行為があったとき。
8. 他の方や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為があったとき。
9. 大声、奇声を発したり、他の方や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為があったとき。
10. 物を投げる、壊す、叩くなど、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為があったとき。
11. ST. GAYAの施設・器具・備品を故意に損壊したときや備え付け備品を持ち出したとき。
12. 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフを拘束する等の迷惑行為があり、業務に支障をきたしたとき。
13. 営業行為や物品販売、金銭の貸借、政治活動、勧誘行為、署名活動を行い、施設スタッフの中止勧告に従わないとき。
14. 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為があったとき。
15. 刃物など危険物を施設に持ち込んだとき。
16. その他ST. GAYAが、社会通念に照らし、ST. GAYA会員としてふさわしくないと認めたとき。

第16条【ビジターの利用】

1. ST. GAYAは、身分証明が可能な会員以外の方（以下ビジター）にGAYAを利用していただくことができます。
2. ビジターは、別途定める利用料金をお支払いいただきます。
3. 混雑時は、会員を優先させていただきます。
4. 無断キャンセルによる予約取り消しは、1回分の利用料をいただきます。
5. 3回以上の無断キャンセルの場合には、予約回数の制限、及び来店制限をさせていただきます。
6. ビジターについても、会則は適用されます。

第17条【損害賠償責任免責】

1. 会員がST. GAYA諸施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、当社は当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。ビジターについても同様とします。
2. 会員同士の間に生じた係争やトラブルについても、当社は当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、一切関与いたしません。
3. 本施設内において、自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、当社は施設内で発生した盗難、紛失、損害その他の事故について当社に重大な過失がある場合を除き、一切の賠償責任を負わないものとします。

第18条【会員の損害賠償責任】

会員が、ST. GAYA諸施設の利用中、会員の責に帰する事由により当社又は第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。ビジターについても同様とします。

第19条【施設の廃止・一時的閉鎖・一時的休業】

ST. GAYAは、原則として別紙に表記する日を定休日及び季節休業とします。又、次の各号に該当するとき、当社は、諸施設の全部又は一部の閉鎖、もしくは休業をすることができます。予め、予定されている場合は、原則として一カ月前までに会員に対しその旨を告知します。但しこれにより会員の会費支払義務が軽減されたり免除されることはありません。

1. 気象災害、地震、近隣の事故等で会員にその災害が及ぶと判断したとき。
2. 施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ないとき。
3. 定期休業等による場合。
4. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢・経済状況の著しい変化があったとき。
5. 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
6. その他重大な事由によりやむを得ないとき。

第20条【利用の禁止・利用の一部制限】

次の各号に該当するときは施設利用を禁止、又は一部利用を制限します。

1. 暴力団関係者である場合。
2. 刺青・タトゥーがあるとき。
3. 集団感染するおそれのある疾病を有する場合。
4. 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有する場合。
5. 過去に当社より除名の通告を受けていた場合。
6. 飲酒等により、正常な施設利用ができないと当社が判断したとき。
7. 医師から運動、入浴等を禁じられているとき。
8. 妊娠しているとき。
9. その他、正常な施設利用ができないと当社が判断したとき。

第21条【諸経費の変更ならびに運営システム変更について】

1. 当社は、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用について社会情勢・経済状況の変動等を参考にし、当社が必要と判断したときは変更することができます。
2. 前項同様に施設運営システムを、当社が必要と判断したときは変更することができます
3. 前2項を変更するときは、当社は一ヶ月前までに、会員にこれを告知します。

第22条【会則の改定】

当社は、会則等の改定を行うことができます。尚、改定を実施するときは、当社は予め告知し、改定した会則等の効力は全会員及びビジターに及ぶものとします。

第23条【変更事項】

会員は、住所又は連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合は速やかに所定の書面で届け出るものとします。

第24条【細則】

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則はST. GAYAが定めるものとします。